

	補助	保佐	後見
判断能力の低下の程度	軽い	中程度	重い
本人 (支援を受ける人)	被補助人	被保佐人	被後見人
支援する人	補助人	保佐人	後見人

権限の範囲	補助	保佐	後見
代理権	△	△	○
同意権	△	○	—
取消権	△	○	○



- 本人の同意のもと権限付与に関する
- 申立てを行う必要があります。



- あらかじめ権限が付与されます。
- ※保佐人に与えられる同意権は民法13条1項に掲げられた事項です。